

令和6年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年3月14日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和6年3月14日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	松本 巧	会計管理者	高松 千恵	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	長崎 寛司	産業振興課長補佐	常光 紘正	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和6年3月14日（木）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。4番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

おはようございます。4番山本俊二です。通告書に従いまして質問をします。

村長は、平成28年11月に就任をされ、2期8年間、本村の発展のためにご尽力をされてこられたと思います。その任期が、本年11月になっております。2期目就任時の令和2年12月定例会での所信表明を拝見させていただきますと、「与えられた4年間で、芸西村で暮らす幸せを今まで以上に感じていただきたい。困難な状況下でも、芸西村の底力を十分に発揮するにはどうすればよいかという重責を胸に、諸課題を真つすぐに捉えながら、村政浮揚に全力を傾ける」とありまして、「社会増の継続、基幹産業である農業の重点的な取り組みの継続、商工業・水産業の必要な対策協議、医療・福祉・教育関係機関との連携の強化、教育施設の具体的な道筋、治水対策でも検討会議を重ねることや、観光政策や防災・減災対策の推進、ふるさと納税や集落活動センター事業の推進など、堅実な財政運営の上に立って精査し、早期に実行できるように努めるとあげられ2期目が始まりました。

そこで、村長ご自身が2期目で行ってきた数々の政策につきまして、どのように総括をされておいでかをお伺いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。山本議員からは、2期目の成果と総括についてご質問をいただきました。

振り返りますと平成28年11月に縁があつて、村長に就任させていただきました2期目、はや7年と4か月が過ぎました。道中は大変長い道のりと思うこともございましたが、今この場に立てば、時間のたつのは、かくも早いものかと感じているのが正直な実感です。

またこれまで、それぞれの分野に山積する課題に立ち向かうために、政策目標を立てて臨み、私自身、行政の仕事は毎日の連続性の積み重ねと、これまでの議会でも申し上げてまいりましたが、この信念に沿って、1歩でも2歩でも前進をするように日々努めてきたつもりでございます。

しかしながら、実際に仕事を進めれば、さまざまな状況変化や、想定外の課題も生じ、悩みを抱えて足取りが鈍ることもたびたびございましたが、その都度、職員や議員の皆さまからアドバイスをいただきながら、課題と向き合い、解決策を求めてまいりました。

こうしてたくさんのご指摘や励ましのお声がけをいただきましたことに対し、まずはこの場をお借りしまして心から深くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、お尋ねは2期目の振り返りということでございますが、1期目につきましては令和2年の6月議会で総括させていただきましたので、詳しくは触れませんが、連続性のあるものについては一部触れさせてい

たいただきますことをお許し願います。

まず、社会増の継続につきましては、1期目は移住促進住宅の建設や、猫谷地区への下水道などのインフラ整備の促進による住宅建設戸数の増加などによりまして、平成29年から3年間で合計30人の社会増としております。2期目では、移住者向け宅地分譲整備や、入居戸数を増やしての北芝団地の建て替えなどを行いまして、令和2年から5年までの5年間で84人の社会増となっております。私が村長に就任する前に、県下でも数少ない社会増の村として新聞報道などでも取り上げられてきました状況は右肩上がりです。継続をすることができております。

次に、基幹産業である農業の基盤整備は、1期目は、それまで過疎債などが発行できない財源確保の問題から、平年ベースで3件から5件の予算対応であったものに、一般財源を大幅に投入し、対応を10件に拡大して連年取り組み待機者の解消に取り組みました。2期目では、農業担い手の確保政策として、JAが建設するサポートハウスへの支援などを行い、生産者の皆さまの研鑽とご努力に後押しされて、面積当たりの農業生産額は県内1位となっております。

次に、高規格道路に関しましては、1期目は村内の主要団体や村議会の皆さま方のお力添えをいただき、サンシャインの村内での経営継続をご決定いただきました。2期目に入りまして、村内での用地確保が完了し、整備も急速に進んでおり、急速に変化する人や物の流れに柔軟に対応できる地域づくりについて協議を重ね、実効性のある政策を打ち出していかなければなりません。

次に、子育て世代や高齢者への支援では、1期目では、おでかけバスの運行開始や高校生までの医療費助成、児童発達支援センターを活用した療育支援の充実や、児童インフルエンザの予防接種の助成などに取り組み、2期目では、子育て世代包括支援センターの開設や、令和2年から5年までの間にわたる生活支援地域振興券事業や、臨時給付金、特別給付金事業などによる生活支援策を実施しました。

次に、教育や防災対策の充実としては、1期目、教育では給食共同調理場の新設、新入学用品費の入学前支給、小中学校全教室への空調設備整備などを行い、防災では自主防災組織への活動補助金の創設、県や農協、土地改良区や村議会などが一堂に会する和食川導流堤に関する検討会の創設などに取り組みました。2期目、教育では、保幼小中、図書館、美術館、生涯学習館への防犯カメラの設置や部分的な改修工事を行いながら、教育施設集約化基本構想の策定に取り組みました。

また、新年度予算では、現在行っている給食費の半額補助を継続し、保育料を完全無償化といたしております。

防災では、庁舎、村民会館等公共施設の非構造部材の耐震化や、防災無線の更新による自動配信化、各屯所、村民会館、村の家等への災害時の情報通信設備の整備を行いました。

他に、集落活動センターの収益増加、スポーツ合宿支援事業、芸西みらい会議の実施などにも取り組みました。

次に、ふるさと納税の推進については、おかげさまで全国からのご寄附が好調に推移しており、村のPRという面でも大きなエンジンとなっております。寄附総額から見た令和4年度のデータでは、22億5600万円余りで、県下では2位、村では全国1位となっております。

関連して、ふるさと応援基金の残高も、平成28年度は1億5000万円ほどでありましたが、令和5年度末では30億円前後になるものと見込んでおります。

結果として、過疎債の発行ができず、事業の財源対策に苦しむ本村でも、教育施設集約化をはじめとした大規模事業にも取り組み、合わせましてクラウドファンディング型の寄附により、個人や事業者の起業を支援する仕組みもつくることのできたと認識しております。

以上、説明ができなかった分野もありますが、これまでの足取りについて振り返りをさせていただきました。申し上げます全ての項目について、大勢の皆さま方のご努力とお力添えなくしては実現できなかったことばかりでございます。

この数年は、新型コロナウイルスへの対応に翻弄され、そのことが事務事業の通常の執行に少なからず影響を与えたことは否めませんが、政策として一定の成果を出したとご評価いただけるものもあれば、解決策を軌道に乗せるためには、道半ばの継続的な課題も残っているというのが、総括的な認識でございます。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

4 番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

再質問をさせていただきます。これからの当村についてですが、少子高齢化や、農地の浸水問題など重要かつ多彩な課題がありますが、特に人口減少について当村の出生者数でみてみますと、平成 25 年が 22 人、平成 30 年が 19 人、本年、5 年度ですが、3 月時点では 12 人と危機的な状況になっていると思います。千葉県流山市のように 6 年連続人口増が全国 1 位となって、子どもの多い自治体もありますが、そういったところなどを参考にし、子育てしやすい村・住みやすい村になるために、当村に合った良いアイデアはないかと考えます。

そこで、来年度からの村政の目標や課題をどのようにお考えか。そして、県の最重要課題としている人口減少対策をどのように捉え、どのような対策をしていくのか。そして、村長は 2 期 8 年という区切りをお迎えになるわけですが、今後の去就について、どのように考えられておいでかをお伺いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

山本議員の再質問にお答えさせていただきます。村政の目標や課題についてお尋ねがありました。

まず、村の基幹産業である農業については、新たな技術の導入も図りながら、時代に即した近代化を進め、さらなる基盤の強化に取り組んでまいります。

また、漁業者や商工業への対策は、これまでたびたび議会でも申し上げてまいりましたが、国県においても、農業分野ほど細分化された手厚い補助制度がそろっていないことが一つのネックとなっておりますので、事業者個々の置かれた状況について詳しく聞き取りをさせていただいた上で、適用できる補助事業を模索し、制度がない場合は創設していただくよう関係機関にも要望を行いながら支援策に結びつけていかねばならないと考えます。

また、現在取り組みが進められている教育施設の集約化は、村の将来を担う児童生徒たちのために、防災対策もしっかりと煮詰めながら、質の高い、豊かな教育が実践できるような環境づくりに取り組まねばなりません。

あとは順不同になりますが、防災対策の強化、導流堤や浸水問題の早期解決、高規格道路完成後の社会インフラの変化に対応した新たな生活圏や観光ゾーンの形成、そして子育て支援の充実や移住定住対策の促進、生活弱者対策などを複合的に実施しながらの人口減少対策、国保統一化に向けた取り組みと医療費抑制対策の推進、高齢者社会に対応した買い物支援対策などの高齢者支援対策など、他にも山積する課題解決に向けて、実効性のある政策をタイムリーに打ち出していく必要があると捉えております。

次に、人口減少対策についてお尋ねがありました。議会冒頭でも触れましたが、ほぼ全ての自治体が直面する喫緊の課題と捉えております。先日の新聞報道では、厚生労働省による人口動態統計の速報値として、2023 年に生まれた出生数は過去最少、婚姻数も 90 年ぶりに 50 万組を割り込み、死亡数も過去最多との発表がありました。

政府も 30 年までを反転のラストチャンスと捉え、次元の異なる少子化対策を進める考えですが、今もって具体的な効果は見通せない状況にあります。このように人口の減少は、全国で同様の状況にありますことから、一自治体の努力でもってこの問題に歯止めをかけるのには限界があり、国に対しては抜本的な方向性と対策を早急に示していただきたいというのが、正直な地方の声ではないかと思えます。

ある民間会社のデータによりましたと、高知県の出生数と婚姻数ともに、鳥取県に次ぎ全国で 2 番目に少ない状況です。県内の自治体ごとでみれば、自然増減数、社会増減数を踏まえた増減率が出ておりまして、令和 5 年で一番減少率が低い順に、香南市、土佐市、芸西村となっております。本村は 3 番目に減少率が低いデータとなっております。

全国の自治体が減少の局面にある中で、いわゆるパイの取り合いをすることにいささかの複雑な心情を覚えるところではございますが、高知県が最重要課題として位置付け、市町村と連携して取り組む姿勢を強調されておりますので、本村としてもしっかりと県と歩調を合わせながら、独自の人口減少対策を打ち出して

いく所存であります。

最後に、今後の去就についてお尋ねがありました。1 問目でも答弁させていただきましたが、行政の執行は日々の連続であり、課題解決に向けた根気強く地道な努力の積み重ねと社会情勢の変化に対する柔軟な対応力が求められます。

また、一般論として、首長の多選には常に賛否両論がございまして、長期になれば、人的ネットワークも厚くなり、大きな課題を前に進めやすくなるなどのプラス面がある一方で、発想の硬直化や忖度などが生じやすくなるマイナス面も指摘をされているところです。それぞれ地域事情が違いますので一概に比較はできませんけれども、実際に私の任期中だけでも県内全市町村の約半数で、首長の世代交代が進んでおります。

村長に就任した当時、前村長とお話で、私は、「規模が小さい自治体では、村長職は、村民個々の生活実態に詳しく、村政が直面する課題にも長く携わり精通する役場内部の職員が最適ではないか」との思いを伝えたことがございます。当時、前村長は、私の思いにはご理解を示していただきながらも、職員の年齢構成が大変若く、家庭環境も含めて、退職し、選挙を経て、村長職に専任できる状況が整っていないと述べられ、実際に組織内はそのような状況にありました。

それ以降、私は2期8年にわたり、村長として課題に向き合い、また職員の人材育成にも意を用いながら、村政の課題解決に正面から臨んでまいりました。結果として、一定の成果や道筋はつけられたもの、これから明確な政策を打ち出すべく検討を重ねているもの、いろいろとございますが、約8年という時を経て、職員の年齢構成や、そのスキルも随分と変化をしましてまいりました。

現在の芸西村を今後さらに発展させていくための新たな推進役には、時代に即した柔軟な発想と行動力が求められます。村内の状況や、村民の皆さまの生活実態とニーズを熟知し、かつこれまで役場の中で政策立案や意思決定にともに携わってきた行政経験豊富な役場職員が最適ではないかとの考えは今も変わりませんし、幸い内部にその条件が整い、理解を示してくれる動きもございますので、私のほうは、今限りで後進に道を譲り、村の課題解決と今後のさらなる発展についてその思いを託し、バトンをお渡ししたいと考えております。

ただ、私の任期はまだ8か月近くも残っておりますので、足取りを緩めることなく、課題解決に全力で立ち向かってまいります。議員の皆さま方には引き続きのご指導ご鞭撻、お力添えを賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。私のご答弁とさせていただきます。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

3 番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。3 番坂本です。通告に従いまして質問をいたします。

本年1月1日に発生した能登半島地震においては、報道等から、現地のさまざまな様子を知るにつけ、改めて災害の怖さを痛感いたしました。近年、各地で地震が発生をしております。近い将来起こるといわれている南海トラフ地震に対して、防災及び減災について、今一度取り組みの重要性を考える必要があるのではないかと感じております。

そこで、一つ目の質問は、減災への取り組みとして、住宅の耐震化やブロック塀の除去について、現状と、さらに今後の取り組みをお聞きいたします。

住宅の耐震化は、昭和56年5月以前に建てられた住宅が対象となっております。旧の耐震基準により建てられた住宅の倒壊とそれによる犠牲を減らし、自分の身を守るためにも、住宅の耐震化は必須であると認識をいたしております。そこで、当村の住宅の耐震化率はどの程度であるかお聞きいたします。

さらに、県においては、2024年度の耐震改修工事の補助上限を現行の155万3000円から165万円に増額する予算案が提出をされております。村として今後どのように取り組んでいくのかもお聞きいたします。

ブロック塀の除去についても、地震発生時の倒壊による被害の軽減や、避難路の寸断を防ぐことを目的に撤去等に対する対策の補助金があります。その補助金の活用実績及び件数はどの程度であったのか。さらに、今後の取り組みについてもお聞きをいたします。

二つ目は、自主防災組織について質問いたします。芸西村地域防災計画の中では、「自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上を図る」とうたわれております。私の住む地区の資料によれば、平成20年5月30

日、自主防災組織が設立し、15年ほどが経過しております。設立当初は消火器による消火訓練、また毎年1回から2回の防災訓練や防災学習会、一時避難場所への避難訓練などを開催しておりましたが、年を経るに従って避難訓練はだんだんと減少傾向にあります。世代交代もあり、地区住民の入れ替わりもあり、さらにコロナ禍による自粛もありました。そのような環境の変化もあり、自主防災組織は、災害の備えに取り組んだり、防災訓練をしたりすることが減少しつつあるように感じております。

昨年9月3日の防災訓練について、参加した防災組織の数と、参加しなかった防災組織の数及び不参加の理由について、同僚議員が質問をしております。総務課長の答弁では、「不参加の理由として、運営体制が各地区で異なること。コロナ感染が収束していないこと。猛暑であること。」などを挙げられておりました。確かに、運営体制は各地区で異なります。ですので、活動にも温度差が生じることと思います。

また、温暖化の影響なのか9月になっても日々暑い日も続いている状況です。であるならば、防災の日に防災訓練をすることにこだわらず、各防災組織が、訓練や防災学習を希望するタイミングで支援をできないでしょうか。

また、静岡県が開発した避難所運営ゲームHUGというものがあります。避難所運営をみんなで考えるための図上の訓練ゲームです。実践的な避難所運営を疑似体験できるそうです。

このようなさまざまな状況において、防災意識を高める上で、自助・共助・公助の連携はもちろんのことですが、今まで以上に自主防災組織への行政の支援が必要でないかと感じておりますが、いかがお考えでしょうか。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。耐震化の現状について担当課から説明いたします。

当村の耐震化率につきましては、固定資産税家屋課税台帳を基に算定しております。令和3年度末時点の数値になりますが、住宅戸数は1560戸、昭和56年以降に建築された住宅は669戸、それ以前に建築された住宅は891戸あり、その内耐震化された住宅は81戸になります。合わせますと、耐震化された住宅は750戸で耐震化率は48.07%となっております。

家屋の耐震対策は、昭和56年5月31日以前に建てられた旧基準の住宅が対象になります。改修などには、高額な費用負担が求められますので、補助支援しております。

まず、耐震診断調査ですが、希望する方から申し込みがありましたら、村が建築士事務所協会に依頼して、耐震診断士を現地に派遣してもらい、現地調査により耐震性の有無を判断します。村が協会に委託しており、費用負担なしで行うことができます。

耐震設計や改修工事につきましては、住宅耐震改修費等補助金において実施しております。補助内容につきまして耐震改修費設計は、補助金1戸当たり35万6000円を上限に補助しており、耐震改修費は補助金1戸当たり155万3000円を上限に補助しております。

過去5年間の実績は、平成30年度は診断が2件、委託費が6万7886円。耐震設計が18件、補助金額が576万9000円。耐震改修工事が12件、補助金額が1263万6000円です。令和元年度では、診断が4件で13万5772円、設計補助が7件226万8000円、改修補助が13件1539万円です。令和2年度は、診断が4件13万6401円、設計補助が2件64万8000円、改修補助が7件736万2000円です。令和3年度は、診断11件38万292円、設計補助が13件429万円、改修補助が6件735万円。令和4年度が、診断5件17万2860円、設計補助が6件198万円、改修補助が9件1102万5000円となっております。

ブロック塀の耐震対策につきましても、ブロック塀等対策補助金において、緊急輸送道路または避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀などの撤去や改修を対象に支援しております。補助内容につきましては、1件当たり40万7000円を上限に危険性の高いブロック塀などの安全対策を行ったものに対し補助しております。

こちらも過去5年間の実績は、平成30年度は10件、補助金額は218万8000円。令和元年度で12件333万7000円。令和2年度は実績0です。令和3年度は6件209万8000円。令和4年度は2件80万円となっております。

住宅やブロック塀の対策補助金は、地震発生時の倒壊等による被害の軽減や道路の寸断を防ぐことを目的としておりまして、財源には国や県の制度を活用しております。事業内容や補助金額などにつきましては、適宜見直しております。

また、住宅の耐震化が促進されるよう、危険性や必要性についてチラシの配布や広報誌への掲載、行事の際にパネル展示や相談窓口を設置するなど啓発をしております。ブロック塀につきましても、現地へ出向き危険度の判定や戸別訪問を行い、対策を促しております。

今後の取り組みとしましては、令和4年1月から建築基準法に基づく屋根瓦の留め付け基準が改められ、瓦の固定が義務化されております。そのことを受け、新たな耐震対策として強風や地震による被害の軽減を目的に、住宅の瓦屋根の診断や改修費用の補助を来年度予算に計上しております。

耐震改修費等補助金につきましては、能登半島地震の発生により、耐震改修希望者が増えると予想しておりますので、例年より増額した予算を計上しております。

また、県は、物価高騰などに伴い平均工事費が上昇していることを踏まえ、改修工事の補助対象経費の引き上げを見込んでいるとの情報を得ております。これを受け、村も県の事業に合わせて引き上げを前向きに検討しております。

今後も、国の方針や高知県の策定する計画なども考慮しながら連携を強化し、その都度必要な対応をしていきます。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。坂本議員の自主防災組織に関するご質問にお答えをいたします。

村内の自主防災組織の状況につきましては、平成16年度から平成21年度にかけて、村の全ての地区で設立をされており、組織率は現在100%となっております。

各地区での設立後には、防災訓練の実施や資機材の購入などにより、地域の防災力を高める取り組みが各地区で進められました。設立当初は、自主防災組織への関心も高く、訓練などにも意欲的に取り組んでこられたと思いますが、時間の経過や近年のコロナ禍などもあり、現状の活動は以前と比べて低下している状況にあるものと認識をしております。

今後の取り組みにつきましては、新型コロナへの対応も5類移行後変化していることや、今年1月に発生しました能登半島地震での被災状況を目にする中で、村民の皆さんの防災に関する意識や関心も高まっていると思いますので、訓練内容など、住民の皆さんが参加しやすい内容などを検討しながら、自主防災組織の育成を積極的に進めていきたいと考えております。また、日程等につきましても、自主防災組織と協議をしながら調整をしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

吉永課長には、住宅の耐震化とブロック塀の除去についてのお答えをいただきありがとうございます。今後もさらに積極的に取り組んでいただけることと答弁をお聞きして思いました。

今回の能登半島地震の発生によって村民の防災意識はもちろん高まってきていると感じております。1人でも多くの住民が自分の命を守り、無事に避難できるように、住宅の耐震化やブロック塀の除去などの必要性について、能動的に地域を回り、さらなる住民への理解や周知を図っていただきたいと考えております。

また松本課長から、自主防災組織への支援について前向きな積極的な回答いただきました。自主防災組織の組織力を生かし、地域個人の防災力向上への取り組みに加え、さらに一層の支援をいただくことで、防災組織の活動もさらに活発的になり、いざという時の地域の防災力の強化につながっていくことと思います。

最後に、今後の方向性をどのようにお考えになっているのか、村長にお聞きして私の質問を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長
溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

坂本議員からは、減災への取り組みについて、そして自主防災組織の活動に対するさらなる支援についてご質問いただきました。

まずは、実績など具体的な業務内容につきましては担当課のほうからお答えさせていただきましたが、再質問をいただきましたので、私のほうから総括的になるかも分かりませんが、答弁をさせていただきます。

地震対策につきましては、昭和 56 年 5 月以前に建築された現行基準を満たしていない建物を中心に、耐震診断、耐震改修を進め、建築物の耐震化を図ることを目的に、芸西村耐震改修促進計画を策定をしているところでございます。想定される地震は、南海トラフを震源とする南海地震で、2020 年 1 月 1 日を基準日とした場合、30 年以内に発生する確率は 70 から 80%とされておりまして、

村が最も強い地震に見舞われるケースとしては震度 6 強から 7 とされておりまして、この想定による死者数は約 180 人、負傷者数が約 200 人、建物被害は 460 棟となっておりますが、ご指摘の住宅の耐震化や、防災意識を高めるように対策を講じれば、この数値を大幅に減らすことができるというようにされておりまして、

こうした被害を大きく減少させるためにも、減災効果が大きい住宅の耐震化や、空き家の除却等に継続的に取り組んでいく必要があります。現在、耐震化率を 80%と設定をしているところでございます。この目標を達成するために、高知県や建築関係の技術者や団体、建築物所有者、自主防災組織等と連携を図り、耐震改修等の実施や促進、所有者に対する普及啓発、情報提供などを行い、耐震改修を進めていかねばなりません。

村としましては、関係機関と連携を図りながら、所有者等が耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減につながる制度など実施をしております。

ブロック塀につきましても、地震時の倒壊により多数の死傷者が発生する危険性が指摘されておりますので、自主防災組織などを通じ、ブロック塀への安全対策についての周知やブロック塀の撤去、並びに安全な塀への建て替え費用の補助を行う等、危険回避対策を講じてまいります。

次に、自主防災組織の活動への支援についてにもご質問がございました。議員ご承知のとおり、災害への備えを進め、被害を最小限にするためには、有事において、自助、共助、公助、それぞれが十分に機能を発揮することが重要です。

特に、発災直後のライフラインをはじめとしたインフラの機能不全などの混乱の中において、まず、ご自身の命を守るためには、個人や家族で取り組む自助、地域や組織で取り組む共助の役割がことさら重要ではないかと考えております。

地域の自主防災組織は、自助、共助の防災力を高める上で大変重要な存在でありますので、自主防災組織の育成や防災力を高める取り組みに対する行政からの適切な支援は、今後も欠かすことができないと考えております。

村民の防災に対する関心は、おっしゃられましたように能登半島地震での甚大な被害を目の当たりにし、現在大きく高まっておりますので、このたびの災害を教訓に、南海トラフ地震への備えをさらに強固なものにしていくことが求められます。

今後も、自主防災組織への支援としては、コロナ禍によりこれまで十分に実施できていなかった避難訓練を始め、訓練内容や啓発活動などにも工夫をして、行政と自主防災組織がしっかりと連携をとれるような取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
1 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。1 番岡村星弥です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

私からは、認定子ども園完成までの既存施設の対応について質問させていただきます。

現在、本村で子育て中の保護者や、今後本村で子育てをしたい保護者からは、認定子ども園が開設することを待ち望んでいる保護者は多いです。また、保育所や幼稚園の職員からも、将来的に認定子ども園が開設

し、保育所と幼稚園が同じ場所になれば、人員不足が解消できると期待が高まっています。

しかし、一方で、今現在の保育所・幼稚園については、特別保育の体制や、子どもの発達における遊具の重要性、人材不足などのソフト面と老朽化に対する施設などのハード面、両面に対して不安の声が保護者から上がっています。

また、2024年1月1日に発生した能登半島地震により、被災地でも多くの教育施設に被害が出ています。本村の教育施設なども建設から40年以上が経過し、建て替えが必要な時期に差しかかっていることから、特に今現在の保育所、幼稚園の老朽化に対して、不安視する保護者もいます。施設問題にさらなる対応が必要となると思いますが、担当課にお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長
おはようございます。岡村議員のご質問にお答えします。

芸西保育所は、昭和55年竣工、鉄筋コンクリート造、平屋建ての建物です。芸西幼稚園は、昭和56年竣工、同じく鉄筋コンクリート造、平屋建ての建物です。平成16年に耐震診断を行った結果、耐震判定指標を大きく上回っており、十分な耐震性能を有しているため、耐震補強の必要はないと判定されています。さらに平成25年には非構造部材耐震点検を実施、園児が利用する遊具は毎年点検を行い、指摘箇所については対応済みです。電気設備や機械設備の不具合についても、発生の都度、修繕対応しています。今後も園生活に支障が出ないように対応してまいります。

○ 岡村 俊彰 議長
1番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員
再質問させていただきます。

佐藤教育次長からは、平成25年に、学校施設の非構造部材の耐震化について、現在の保育所や幼稚園は既に耐震化がされており、日頃からそういった日常の点検であるとか、遊具の点検、修繕なども対応していたらいいとの答弁がございました。

また、令和6年度当初予算新規事業には、教育施設集約化基本計画を策定する予算などの計上もあり、認定子ども園の完成に向けた今後の進捗や、今現在の老朽化する施設問題や遊具問題に対して、引き続きの対応を期待しております。

前回の同僚議員の教育施設集約化基本構想についての質問に対して、村長からは、「確定的なことは言えないのですが、大きな事業でもありますし、慎重に防災対策も考えていかなければなりませんので、早くても6、7年、それ以上かかってくるのではないかと」との答弁がございました。もちろん大きな事業であり、未来の子どもたちのために質の高い教育を実施でき、保護者が安心して子どもを預けれる教育施設にするためにも、慎重に計画し時間をかけ、防災対策の高い施設になるように全力を尽くしていただきたいです。

しかし、村長の答弁より、認定子ども園を含めた教育施設の完成には、早くても6、7年後、それ以上かかるという認識をしておりますが、今現在含め、今後6、7年間の間には、多くの子どもたちが既存の保育所そして幼稚園を利用します。いつ起こるか分からない地震に備えて、今ある問題に対して、早急に対応していただきたいです。大切な子どもを預ける保護者や子どもの命を預かる職員の不安が一つでも解消されるよう、既存の保育所そして幼稚園の施設問題へのさらなる対応を今後も願っております。

改めて、村として、保育所、幼稚園、保護者のご意見も取り入れながら、施設の問題に対して、あと、先ほど溝渕村長の任期についても8か月とおっしゃっていましたが、その間に、できるだけ早急に対応していくような姿勢はないでしょうか。村長にお考えをお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村星弥議員からは、認定子ども園完成までの既存の施設への対応についてご質問をいただきました。先ほど教育次長から、現保育所に対する耐震補強の必要性や、各設備の不具合への対応などについてお答えをさせていただきました。

保育所、幼稚園ともに建設から40年が経過をしております、老朽化していることは議員もご指摘のとおりでございます、そのためにも1日も早く教育施設全般の更新を進めなければならないところでございます。

ただし、施設の整備には、おっしゃられましたように、これからの作業にもよりますけれども、また建てる順番など、そうしたものにもよりますけれども、どんなにスムーズにいきましても、数年は当然かかってくるというように想定をされますので、それまでの間、施設の最低限のメンテナンスは必要だと考えております。

先に次長答弁がありました、施設の躯体につきましては、直ちに倒壊の危険がある建物との認識はございませんけれども、議員ご指摘のようにさまざまな方向からご意見をお聞かせいただきまして、そしてソフト面での対策も含めまして、認定子ども園建設までの間、引き続き必要な安全確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6番安岡公子、通告に基づいて発言いたします。

まず、保育所・幼稚園職員の人材確保についてです。全国はもとより、県下においても、保育所・幼稚園の働き手不足が問題となっています。何をもちて人材不足かということ、「正職員の募集に応募してくる人が少ない、もしくはいない。思っていたことと、現場の現実のギャップがあり、採用されても長続きしないで辞めていく。命を預かり、育てるという責任の重さに比べて賃金が低く、労働条件が悪い。専門職としての位置付けが低い。発達に支援の必要な子どもさんへの専門的な対応、保護者への対応など、複雑化し責任が重い、業務内容での疲弊、なかなか改善されない受け持ち人数。特に1歳児6人に保育士1人は大変。休憩時間が保障されていない。提出書類が多く、勤務時間内に書けない。持ち帰りの仕事がある」などが、なり手不足を引き起こしていると考えられます。本村においても、それは例外ではないと考えます。

また、会計年度任用職員、いわゆる臨時職員やパート職員も、クラス担任という責任を負っていたり、正規の職員と同じ命を預かるという責任のある仕事に就いているのに、低賃金で専門職としての位置付けがなされていないなどの問題があると考えられます。

本村においても、保育所・幼稚園の園長が、臨時職員またはパート職員の募集に苦勞している姿がうかがえます。資格を問わず、短時間でもよいので来てほしいという条件で雇わざるを得ず、細切れの雇い方で、人数はそろっていても、勤務表の作成と、年休病欠を含めて勤務ぐりが大変になっていると聞きます。

この現状を教育委員会はどう把握し、改善の取り組みをしているのでしょうか。なり手不足解消策をどう考えているのでしょうか。人材確保のための奨学金制度を設ける、会計年度任用職員の処遇改善など、積極的な施策が必要ではないでしょうか。

次に、移住して子育てしたい、年老いても住み続けたい村づくり構想について質問いたします。まず初めに、移住促進対策として建てられた和食西北芝の分譲地について質問します。

本村の和食西北芝の分譲地は、村が費用をかけて造成整備し、分譲地として売り出されて2年余りになります。期待されての販売でしたが、6区画中3区画がまだ買い手がついていないという現状があります。他の宅地に比べても、広さ、価格ともに好条件だと思われそうですが、いまだに売れ残っている原因をどのように分析しているのでしょうか。

販売方法など、これまでの経過をお聞きします。今後どのようにして販売を目指していくのか、計画と見通しはどうでしょうか。要件の緩和など考えているのでしょうか。

また、移住を考えると、子育ての魅力情報だけでなく、年老いても住み続けたいと思える村であること

も条件の一つになってくると思われませんが、いかがでしょうか。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

安岡議員のご質問の保育所、幼稚園の人材確保についてお答えします。

まず、現状について説明します。保育士採用試験の受験者についてですが、令和4年1月実施の採用試験の受験者は1名、7月実施は2名、令和5年9月実施は1名、12月実施は2名という状況です。この状況を受けて、保育士採用試験前には、私が受験者確保のため、県内の保育士養成課程がある大学及び専門学校を訪問し、受験の依頼を行っています。会計年度任用職員の雇用については、ハローワーク、村ホームページに求人掲載をしておりますが、応募者が少なく、園長等が情報収集して個人的に応募の依頼をしているのが現状です。

次に、なり手不足解消及び会計年度任用職員の処遇改善についてですが、令和4年2月に連絡アプリ「すぐーる」を導入しました。これまで紙で配布していたお便りが、アプリ機能を使ってデータ配信できるようになり、事務作業の軽減につながっています。賃金についても、現在勤務している職員の処遇改善、退職防止、さらには新規応募者増のため、近隣市町村の賃金単価と同等以上への引き上げを行っています。

○ 岡村 俊彰 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。安岡議員からは保育所・幼稚園職員の人材確保について、3点お尋ねがございましたのでお答えをいたします。

1点目の保育士不足の現状でありますとか、当村での取り組みにつきましては、次長の答弁のとおりでございます。

2点目のなり手不足解消対策につきましては、当村を含めまして、このなり手不足の解消に有効な対策がございませんので、県内各市町村でも同様に、保育士の人材確保が深刻な課題となっております。保育士、幼稚園教諭は、子どもの命を預かる責任が重い、重職でございますが、子どもの人格形成の基礎の部分に係わることができるとともに、子どもの笑顔に触れることができるという、非常にやりがいや魅力のある職種とも認識しております。この魅力を知ってもらうため、中学生は職場体験でありますとか、家庭科の授業で保育所や幼稚園に来ておりますので、園児たちと関わる生徒の様子なども広報などに掲載し、情報発信をしていきたいと考えております。

3点目の奨学金制度を新たに設けることにつきましては、現在のところ考えておりません。高知県では保育士不足が県下の問題であるということから、高知県社会福祉協議会が保育士修学資金貸付制度を設けています。この制度は、卒業後5年間高知県内で保育士として勤務をすれば返済が免除されるという条件的にも有利で、さらに入学準備金でありますとか、就職準備金も貸与されるという金額的にも非常に有利な貸付制度となっております。この制度を広報などで広くお知らせし、県全体で取り組む保育士不足対策に参画したいと考えております。

保育所や幼稚園で働く会計年度任用職員の処遇の改善につきましては、当村では、既に保育士・幼稚園教諭は会計年度職員の専門職として位置付けられておりまして、事務職員より高い賃金体系としております。さらに職員の負担軽減のため、幼稚園には事務職員を配置しまして事務支援業務に従事しております。しかしながら、保育所には未配置でございますので、職員の負担軽減のために今後新たに配置を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

安岡議員のご質問に分譲地の担当課としてお答えいたします。

まず、現状につきましてですけれども、和食の西北芝に整備しました分譲地は、令和3年12月に議会の承認を経て販売を開始しました。販売の流れとしましては、申し込みをしていただき、購入要件の確認・審査を行い、承認の後、土地売買契約となります。

販売実績につきましては、販売開始時は令和4年3月から期間を定めて受け付けを開始し、1区画の申し込みを受けて販売しました。令和4年度以降は、期間を設けずに随時受付し、2区画を販売しております。全て当初からの要件である子どもを養育している子育て世帯の方に購入していただいております、残り3区画となっております。

周知・宣伝につきましては、村掲示板に告示とともにホームページに掲載することから始めております。その後、チラシを作成し新聞折り込みにより高知市など都市部に配布したほか、住宅展示場や工務店へチラシを送付し、住宅購入を検討する方を狙って宣伝しております。さらには、より効果的に購入対象者へアプローチするためにインターネットを活用したWeb広告、芸西村の情報発信メディアである「芸西つうしん」などにより、多くの目に留まるよう宣伝しております。今年度は、ごめん・なはり線の駅や車両内にもポスターを掲示するなど、継続的に販売促進に努めております。

売れ残っている原因はどう分析しているかにつきましては、販売開始時はコロナ禍にあり、経済が停滞していた時期でもありました。また、世界情勢の変動や物価高騰のあおりを受け建築資材調達も困難な状況にあったとも考えられます。将来が見通せない中、住宅の購入は一生に一度あるかないかの大きな買い物になります。将来が見通せない中、購入に慎重になったことと思います。

そのほか、他の地域で宅地の整備などが進んでいるのではないかと想像しております。隣の香南市、特に野市町では以前から農地から宅地に代わり住宅が建設される光景を見てきており、いまだに宅地開発が進んでおります。南国市も市街化調整区域の緩和や区画整理事業などにより、宅地化が進んでいるようです。土地価格などは分かりませんが、両市とも県中心部から近いことから、求める方が多いのではないかと考えております。

どのように完売を目指すのかにつきましては、現在購入対象者を絞って販売しておりますので、時期を見ながら要件について検討するとともに、引き続きさまざまな媒体を活用し完売に向け、販売促進に努めてまいります。

今後の購入対象者の要件緩和につきましては、当初は、中学生以下の子どもを養育している世帯としておりましたが、令和5年1月からは、高校生以下に緩和しました。今年に入りまして、子どもの有無にかかわらず39歳以下の若年夫婦も対象にするなど徐々に緩和しておりますので、当面は今の要件で販売を進める考えであります。

購入対象者の要件を絞っておりますが、工務店や購入希望者からの問い合わせは少なからずありますので、宅地に興味を持たれている方は一定数いると思われまます。

議員ご指摘のとおり人口減少対策の一つとして、多額の税金を投入して整備した土地でありますので、目的に沿うような販売をしなければならないと考えており、現状では、村外からの子育て世帯または将来的に人口増が期待できる方をターゲットに販売しております。

次に、移住して住み続けたいと思う魅力度ということですが、人それぞれ価値観が違い、数値で表せませんので難しいですが、分譲地を販売するための魅力として説明させていただきますと、購入者にとっての魅力は、場所に尽きると思います。先に申しましたが、香南市や南国市で宅地が進んでいる要因は立地によるところが大きいと思われまます。安全性、利便性、交通アクセスのほかロケーションなど地理的要件がよいと感じれば、相当魅力的に映り購入を検討すると思います。

当村も高知市からの通勤圏内であり、ほどよい田舎で身近に自然がありながら、市街に隣接しており便利でかつ、都市に比べて土地価格も安いとなれば相当魅力的で、他の地域に劣っていると思っておりません。

子育ての魅力度をもっとアピールすべきではとのご指摘につきましては、ホームページ内で村勢要覧や子育てサービス一覧を掲示しております。ホームページ内だけでは表せられないこともありますが、見せ方や検索のしやすさなど改善していきたいと思ひます。

また、子育て世帯に限らず、一生住み続けたいと思える村づくりをとのご意見につきましては、村勢要覧をご覧いただいた上で、実際に足を運び、肌で感じていただくなどして移住を検討していただきたいと思ひ

ます。

分譲地につきましては、先に述べましたが、人口増を期待して、子育て世帯や若者世代をターゲットにしておりますので子育てサービスを強調した宣伝を行っております。今後は、移住促進と住みやすい村をアピールし、幅広い層に向けた広報活動も考えていきたいと思っております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再質問いたします。保育所、幼稚園の人材確保については、教育委員会としても、いろいろと手を尽くされ、苦勞されているということはよく分かりました。

私の手元に、保育の公的保障を求める大運動高知県実行委員会が、県下の自治体にアンケートを送り、集計したものが 있습니다。そのアンケートの自由記述欄には、過半数の自治体が保育士が不足していると答えています。県下的な人材不足ですので、自治体同士が取り合いをしても解決しない問題を抱えていると考えます。本村の中から人材を生み出し育てることを、もっと積極的につくり出していく必要があるのではないかと考えます。

先ほど教育長が説明されました、県の社会福祉協議会を窓口として行っている保育士修学資金貸付制度は、有利な貸付制度になっていますが、芸西村で働くという条件の約束ができるものではありません。また、その貸付制度には、厳格な審査と、成績優秀という養成施設からの推薦状が必要であり、希望する者が誰でも受け取ることができるというものでもありません。やはり、村独自の奨学金制度をつくり、資格を取った後、村の保育所や幼稚園で一定期間働いてもらえるようにすることも一つの方法だと考えます。

また、採用年齢の引き上げ、社会人枠採用、臨時職員からの登用などを行って、人材確保に努めている自治体もあります。

夏休み中に、中学生・高校生の職場体験や絵本の読み聞かせ体験などを計画して、保育所・幼稚園の現場に触れてもらって、将来の夢を膨らませてもらうことも、独自でできる一つのことだと考えます。

そして、会計年度任用職員の処遇の改善についてですが、保育所・幼稚園で働く会計年度任用職員は、早朝、夕方の延長保育、土曜日や夏休みの特別保育、また、特別に支援の必要な子どもさんを支えるためになくてはならない存在です。この人たちによって、毎日の現場が成り立っています。もっともっと賃金と処遇の改善を図るべきではないでしょうか。

次に、2 番の村づくり構想について、村長に質問いたします。移住問題にはさまざまな要素があると考えますが、まず本村に移住して住み続けたいという魅力度はどうなるのでしょうか。本村は、子育てしやすい村として、かつては県下で名をはせていました。中でも、高校終了までの医療費無料は魅力でした。今もベビーギフトボックス事業で、育児用品 3 万円相当プレゼント。保育所、幼稚園では給食費無料。延長保育や土曜日の午後などの保育料は無料。おむつの持ち帰りなしなどとともに、一人一人が大切にされる幼児教育の中身は魅力です。小・中学校は、他市町村に比べ 1 学級の人数が少ないなど、アピールできることが多いと考えます。

また、来年度予算には、第 1 子からの保育料無料。保育所への専任看護師配置、学校給食費半額補助、高等学校等通学交通費助成、子育て応援基金の設立など、これまでより、より充実した内容の子育て応援予算が計上されていることには、期待と歓迎の声が上がっています。これらをホームページで大きく取り上げるとか、分譲地販売のチラシへつけるとか、もっと見える化してアピールしていくことも大事ではないでしょうか。

ただ、近年、18 歳までの医療費無料の市町村は多くなり、当たり前となりつつあります。学校給食費の無償化の自治体も、県下でだんだんと増えてきました。小・中学校で使用する副教材費を公費負担としたという自治体も出てきました。次世代住宅支援を取り入れているところもあります。

他の市町村から移住して、土地を買って、ここに一生住み続けるのには覚悟と決意がいります。移住を決意させるのは、子育て支援だけではなく、老人福祉を含めて、村全体の取り組みを調べてから決める人が多いと思われまます。その決意をさせるだけの魅力に満ちた芸西村になっているかどうかを、今一度問い直す必要があるのではないのでしょうか。

昨年の6月議会でも質問いたしました、ダムができて、高規格道路が開通したときに、商工業を含めて、にぎわう村づくり、子どもからお年寄りまでが安心して暮らし住み続けることができる村づくり構想をもっと村内外に示すべきではないでしょうか。以上で、私の一般質問を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

安岡議員の再質問の中で、職員の採用と賃金に関しまして私のほうからお答えをさせていただきます。

採用年齢の引き上げ、社会人枠採用、臨時職員からの登用等についてでございますが、受験資格につきましては、現在35歳を上限としておりまして、社会人も受験できる年齢設定となっております。

そのため、社会人に限定した募集や、年齢の引き上げにつきましては、検討していない状況にあります。また、会計年度職員からの登用につきましては、実際に採用試験に応募してくれる方もありますので、職員募集の際には、多くの方に受験いただければと考えております。

次に、会計年度職員の賃金についてですが、次長答弁のとおり、現在の賃金単価は近隣自治体以上となっており、他市町村や他職種とのバランスを考慮して決定した経過がございますので、見直す予定はございませんが、給与単価につきましては、給料表の改定による単価の改正により毎年増額されておりますので、一定の処遇改善は図られているのではないかと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安岡議員の再質問にお答えいたします。村独自の奨学資金制度をつくることにつきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現在のところ考えておりません。高知県社会福祉協議会が保育士修学資金貸付制度を設けておりますので、そちらを広報して県全体で取り組む保育士不足対策に参画してまいりたいと考えております。

夏休み中に、中学生や高校生に職場体験や、絵本の読み聞かせの体験を計画してはどうかのお尋ねにつきましては、中学生においては授業の中で職場体験でありますとか、家庭科の授業で保育所や幼稚園に来て、本の読み聞かせなど保育士の体験をしております。新たに夏休み中に、中学生や高校生が体験をするとなれば、それが可能かどうかを現場と協議をいたしまして、可能でありましたら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安岡議員からは、保育所・幼稚園の人材確保についてと、移住して子育てしたい、年老いても住み続けたい村づくり構想についてご質問をいただきました。

まず、保育所・幼稚園の人材確保の問題ですが、先ほど教育次長、教育長より答弁がございました。ご指摘のとおり、保育士不足は全国的な課題でありまして、本村でも、教育委員会答弁のとおり、人材確保に頭を悩ませております。しかしながら、特に子どもの命を預かる大変責任の重い仕事でございますので、少し語弊があるかも分かりませんが、人物とか能力は二の次で、誰でもいいから人数を確保すれば事は足りるというようなものではないということは、議員も長年保育に携わっておられましたので、むしろ私よりも十分にご理解をいただける場所かと思っております。

従いまして、そのようなことを念頭に、当面はその職責に耐え、子どもを安心して任せることができる人材の確保という点で、人となりが一定把握できている方に応募の依頼をするという今の方法で頑張っていかがるを得ないのが実情でございます。

一方で、来年度から、勤勉手当制度の導入が図られますことで、賃金もさらに大きく増となりますので、そのこともプラスの条件として加われば、少しでもいい人材の確保につながる可能性も高まるのではないかと考えておりますが、引き続き、さまざまなネットワークを生かして人材確保に取り組んでまいります。

次に、北芝の分譲地につきましては、担当課長から詳しく答弁がありました。私のほうからも重複する部分をご容赦いただきまして、答弁をさせていただきます。

移住者を対象とした分譲地は、サービスや支援の充実や魅力度を上げて、子育て世帯からお年寄りまで幅広い層に向けて、村の取り組みをもっとアピールすることが販売につながることで移住者を獲得していただくのはどうかのご趣旨ではないかと思っております。

分譲地の販売方法や状況などは、担当課長の答弁のとおりですが、分譲地は平成28年より移住定住対策として検討を始め、平成30年度に土地取得費を予算化し、開始をいたしました。大変、購入者にとりましては大きな出費でございますので、一番気になるところは、やはり価格、立地条件と価格ではないかと思っております。特に、価格が安ければ相当な魅力となりまして、購入動機の大きな要因につながるものと思っております。

一方、土地については、相場というものがございまして、周辺に住宅もあり、これまでの取引価格や、既存物件の所有者のことを考えれば、極端に安い価格を設定すれば、相場を崩してしまう可能性がございまして。そのことで、周辺の土地の資産価値を大きく低下させてしまうことにもなりかねませんので、慎重に協議した結果の販売価格としているところでございます。

また、構想時より、子育て世帯の移住者を対象としておりましたので、そうした村の意向を反映した募集要件にしているところでございます。

また、移住定住対策として整備をしておりますので、適宜、募集要件の見直しを行いまして、いずれは定住者、つまり村内の方を対象にすることも考えております。

また、一方で分譲地が完売しないのは、村の魅力のPR不足ではないかというようなご指摘いただきましたが、今後の大きな課題としてこれは謙虚に受け止めさせていただきます。先ほど課長答弁でもありましたように、人それぞれ価値観、物差しが違いますから、分譲地に関しては、一律に全ての方を満足させるような条件整備やPRは、大変難しいことではありますけれども、早期の完売につながりますように不断の努力を続けてまいります。

また、ご指摘の子育て支援策の一環として、村内では働き盛りのご家庭への支援として、さまざまな支援策を実施しております。詳しく議員のほうから先ほどご紹介をいただきましたので、ここは割愛をさせていただきますが、県内自治体の中でも、農業関連補助金とか医療機関、そして介護サービス施設等も含めまして比較的充実しているのではないかと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、これらの支援策については、同等の支援を実施する市町村も徐々に増えてきておりますので、さらなる独自性が求められるところでございます。

議会冒頭にも申し上げましたが、令和6年度からの完全実施、実施予定の子育て支援策については、職員からの公募方式を採用し、課長等の検討を経て、いくつかの新規事業を採用しております。今後につきましてもさまざまな手法で、新たな発想や提案をいただきながら、村の魅力度アップにつなげてまいります。

また、村外への具体的なアピール方法としましては、これまではホームページ以外になかなか有効な手段がございませんでしたが、今後はふるさと納税の寄附者向けのメールマガジンやSNSなどを活用するなど、より効果的な広報につながるよう努めてまいります。

最後に、議員からは地域の魅力という大変大きな視点でのお尋ねをいただきました。我々も今後の地域づくりについて、その重要性はひしひしと感じておりまして、日頃からよく協議をいたします。住みやすさなどについて議論が行われますと、例えば、大手スーパーやドラッグストア、コンビニなどが数多くほしいといった論理に陥りがちなことがたびたびございます。こうした商業施設の経営条件は、当然綿密な経営戦略と詳細なマーケティングなどを行って、事業者の方が判断をしております。消費者の動線や人口分布などから、採算面つまり商圈として成り立たないがために、立地や出店を断念しているケースがほとんどです。

結論として、県内の小規模な自治体の中に、人口が集積する大きな市レベルの完結した経済圏や都市機能を持たせることは不可能でありますので、むしろその自治体の持つ魅力は、別の視点で磨きをかけていくべきではないかと考えております。

本村で言えば、県内郡部に位置する自治体の中でも、圧倒的に高知市や空港に近いことの利便性、優位性

がございます。それに加えまして、本村ならではの自然の豊かさ、温かさを感じる人と人とのつながりがあることなどの魅力を今一度見つけ直して、先ほどご紹介いただきました、行っている支援策などがもっと村外の方々に伝わるようにアピールしていくことが重要と考えます。

そして、たとえ一人暮らしでも、不安や不便を感じずに心豊かに暮らせるような村であるために、今後もさらに多くの方々から積極的にアイデアもいただき、村の魅力に磨きをかけ、独自の施策につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

[休憩 10 : 20]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 10 : 29]

2 番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

2 番、堀川です。通告に従いまして一般質問します。現在、芸西村には 120 人の外国人技能実習生や特定技能外国人がいるとお聞きしました。そこで、外国人を受け入れる中で、一番の問題は住居の確保です。現在のルールでは、受け入れ主が住居を確保しなければならないことになっており、ご承知のとおり、芸西村の現状では住居を探すことが大変困難になっております。

全国的な人手不足、後継者不足により、外国人の受け入れは、村内の多くの農業者が望んでいることと思っておりますが、住居問題で諦めざるを得なくなり、結果として、離農や耕作放棄地の増加にもつながることになるのではないのでしょうか。

村として、実習生などの受け入れるための住居問題に力を貸すことで、後継者不足により農業を諦めざるを得ない人々も、実習生を受け入れ、もっと長く就労できるのではないかと思います。

そこで、村として実習生が住める場所を確保することはできないのでしょうか。そういうことができれば、言葉をはじめ村のルールなど周知してもらえることもスムーズになるのではないかと考えますが、村としての考えをお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

外国人技能実習生の住居対策についてご説明いたします。村内には多くの外国人が暮らしており、令和 5 年 6 月の高知県内在留外国人統計によりますと、村内の外国人の数は 118 人となっており、外国人住民割合は 3.27% で、県内でも非常に高い数値となっております。実態把握のため、令和 4 年 12 月に実施したアンケート調査では、26 の事業者が 86 人の技能実習生を受け入れていることが分かっており、その後も増え続けております。

この地域では、多くの農業者が技能実習制度を利用しており、実績やノウハウがありますので、新たな導入や人数を追加することにあまり抵抗がないのかもしれませんが。

技能実習生を雇用する場合、住まいを確保しなければなりませんので、住居の確保に苦労している様子です。移住促進の課題と共通しておりますが、村内には貸借できる住宅やアパートが多くありません。

村として何か対策を考えないかとのことですが、農業分野における技能実習生の住居整備等への補助などがないか調べましたが、今のところ見当たりませんでした。支援策の一つである農業制度資金の活用は見込めます。融資を受けて住居を改修し、労働力確保に備えた例もあるようです。

空き家対策として、農業者が空き家を借り上げて改修し、再利用すれば、空き家の有効活用にもなると検討しましたが、移住支援策と違い、特定の事業者が自らの生業のために利用するものであり、公益性を考えると事業化は難しいと考えます。また、空き家であれば、所有者の了解が必要になりますので、その利用の仕方について、慎重になることも予想されます。

技能実習生の雇用の多くは、中間を担う人材派遣会社を介しているのが現状のようです。住居は農業者側が準備をしているようですが、派遣会社によっては会社側が住居を確保する場合もあるようです。多くはありませんが、アパートもありますので、事業者が従業員を住まわせるための住居として確保できる可能性もごございます。

従業員の確保は困難ですが、当然日本の方を雇っている方もおります。日本人従業員のことは一旦置いて、外国の方を受け入れるために行政が住まいの確保をとというのは難しいですし、農業に限らず他の分野でも労働力の確保は共通した問題であるため公平性を考えなければならないと思います。

そもそも農業に限らず事業者の方々には、それぞれが立てた計画を達成するために、人や資材等の資源を投入して利益を上げていくものでありますので、事業者の経営判断が問われます。事業計画を立て、その目的のために、労力が足りないから人を募集する。募集するが人が来ない。来ないなら技能実習生を雇う。雇うためには住宅がいる。住宅の整備は、目標を達成するために必要な設備投資として事業者が判断しているものと考えます。

事業者の皆さんは、目的の達成のために苦勞され、負担も強いられていることと思いますが、技能実習生の住居確保ができないことが農業経営の断念や耕作放棄地の増加が進む直接的な原因とは言えないと思いますので、村が住居を確保するといったことについては難しいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

堀川議員からは、外国人技能実習生等の住居対策についてご質問をいただきました。先ほど課長が内容的なところについては答弁をしたところですが、この問題につきましては、近年の社会情勢の変化の中で生まれてきた、前例のない新しい問題として捉えております。

住居の確保全般につきましては、移住促進に取り組む中で、賃借が可能な空き家の確保が思うように進まず、空き家バンクの登録も低調でありますので、多くの市町村が同様の課題に直面し、大変悩ましく思っている課題でございます。

全国的に人口減少が進む中で、地方自治体は人口維持のために、移住者の獲得や流出を抑制するための対策を講じておりますが、議員ご指摘のとおり、産業分野においても同等の問題として、人手不足が生じております。人手不足を補うには、現在のところ外国人材の登用は避けられず、外国人技能実習制度は、国際貢献のために、発展途上国の外国人材を受け入れて、実務を通じてそれぞれの業務の技能を身につけさせるといった目的から、企業の人材確保と育成が目的に関わりつつあります。

受け入れる産業の分野が広がりまして、転籍なども認められるなど、人材を求める事業者や就労を望む外国人などにとって制度の緩和が進んでおります。一方、この規制緩和によりまして、転籍などの自由が保障されるわけですが、賃金の高い企業や都市部への人材が流出する可能性が高まることが予想されております。地方では人材の確保が一層難しくなることが懸念をされております。

また、資格を得るためには日本語の能力も一定レベルを必要とされておりますし、地域社会で共存するためには、日本語教育にも取り組み、お互いの理解を深めなければなりません。課長答弁でもありましたが、外国人技能実習生が急激に増加していることを受けて、村内の技能実習生や雇用主が日本語を学ぶ教室を望んでいるかなどを、令和4年12月にアンケート調査を行っております。このことにつきまして、一定のニーズがあるということが把握できております。

その後、教室の講師役となる地域のボランティアを募集しまして、日本語ボランティア養成講座による研修を経て、県や国際交流協会の他、地域のボランティアの皆さまの協力を得て、日本語教育や多文化交流、多文化共生の推進を目的に、令和5年9月に芸西日本語サロンがスタートをしているところでございます。

こうして、現に住民として暮らしている技能実習生や雇用主である農業者に対しては、交流の機会を設けて文化的なサポートはしておりますけれども、技能実習生に対する住環境の整備に対する支援につきましてはなかなか困難な部分がございます。

理由としましては、農業分野にかかわらず、一般論として申し上げますと、課長答弁と重複しますが、本来事業を起こす場合に、事業者はまず経営計画を立てて、収益性を考え、必要な設備、資材を準備す

るものでありますから、事業者が望む収益を達成するために、労働力が必要であれば、事業者自らが雇用を確保する。そして、それに対する対応をしていくことが前提となっております。

そのために、従業員確保のために福利厚生施設として、住居を整備する必要があると判断をすれば、議員もこれは説明されておりましたけれども、事業者自らの経営判断として取り組むべきことが原則だということになっております。

しかしながら、本村のように、基幹産業である農業を支えるためには、外国人技能実習生が欠かせない現状にあるものの、住宅を準備するにも家屋がなく、多くの方が困っているというような実態は、村としても十分に認識をしております。しかしながら、本来、事業者が行う住居整備を事業者に代わって、行政が主体的、直接的に介入したかたちで整備全般を行うことについては、農業分野に限らず大変難しい部分がございます。

一方で、事業者が労働力を確保するために必要な住居の整備を行う費用に対して、行政のほうで補助をするといったかたちであれば、公費投入として一定の理解を得られやすいものということも考えられると思います。先ほどの課長答弁で申し上げましたとおり、外国人技能実習生への住宅整備に関する補助事業などは、融資制度以外に現時点では見当たらないようでございますが、村で起きている問題は、多くの地域で同様に起こる可能性があり、今後、関係自治体の共通した、切迫した課題となることも十分に考えられるところであります。

関係自治体とともに、こうした実情を整理して、国や県に対して意見や要望の機会を捉えまして、問題解決に直結するような補助制度をはじめとした支援策の創設について働きかけを行ってまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

クラウドファンディング事業についてお聞きします。クラウドファンディング事業は、どのような手順で行われているかということをお聞きします。

内容としまして、どのように募集、公募を行っているのか。公募、応募があった事業者との契約というものは行っているのか。選ばれた事業者との事業計画はどこまで行っているのか。というのは、事業開始までの施設や設備までの計画なのか、それ以降も計画を立てたのを聞いているのかということですか。

それと、事業が中止となった場合は、事業自体もそうですが、施設や設備はどうなのかお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

担当課のほうから、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した事業者支援事業補助金について説明をさせていただきます。

事業者支援事業補助金は、地域の活性化、地場産業の振興、村民生活の質の向上を目的とする事業者が創意工夫した取り組みを支援する制度です。ホームページなどで公募いたしまして、事業者から事業提案書等を提出いただき、審査、採択を経て、ポータルサイトに掲載をして、ふるさと納税型クラウドファンディングを開始いたします。補助金ですので、契約というかたちでは行っておりません。

目標金額に達した事業については、事業者から交付申請書を提出していただいて、内容を審査して交付決定を行います。交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間は事業の進捗を定期的に村に報告することとしています。

事業が中止になった場合どうするのか、というご質問ですが、交付決定を受けた後、事業の経費配分もしくは内容を変更とする場合、または中止、廃止、もしくは他に承継させようとする場合には、事前に村の承認を得ることとしています。所定の申請書に理由を付して提出してもらい、事業の進捗など個別の具体的な

状況を踏まえて審査をし、措置や処分を決定します。個々の事案によりますのが、補助金の全額または一部の取り消しや返還を求める場合もあります。

事業を第三者に継続する承継を行う場合は、承継者の経歴及び状況を示す概要書等、補助金の交付申請時と同等の各種書類を提出してもらい、事業の承継の可否を審査します。村が承認した場合、承継者は、この事業の補助金の交付を受けたものとみなして、要綱等に定める規定に従い、3年間の事業の報告も必要となります。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問を行います。答弁ありがとうございました。

大変残念な話ですが、今回、一つ事業が撤退されるという話をお聞きしています。事業開始して間もない事業撤退という話は、あまりにももったいないことですし、せっかく雇用者の方もいたようなのですが、解雇という、ちょっと報われないかたちになったようです。慎重な事業計画の見定めが、今後も必要になっていくと思いますし、その承継というかたちで、引き続き行った場合でも、綿密な審査や計画をお願いしたいと思います。それに、一度失敗した事業というのはなかなか建て直しというのも大変でしょうし、容易ではないというふうには思います。

この質問をしたのは、さきの定例会の一般質問で、ちょっと私が行政主導での観光開発や商業の発展をすべきではないかというふうなことを村長にお聞きしました。その時の村長の答えは、「クラウドファンディング事業を中心とした民間での開発を進めたい、または期待したい」といった趣旨のお答えでした。

民間事業に、クラウドファンディング事業だからと期待をしても、このようにうまくいくとは限りません。当然のことながら民間企業は、利益で物事を判断します。民間企業が駄目だと言っているわけではありませんが、本村で安定した事業を行うためには、今は行政が主導で引っ張っていく事業も大事なのではないのでしょうか。

主導は行政が行い、民間にサポートしてもらうかたちが、今の現状ではベターではないかと思えます。その場合、軌道に乗れば、民間に指定管理でも、何でもそういうかたちで、引き継いでいけばいいのではないかと思えます。行政がやらずに、民間任せというのは、なかなかうまくいかない話だと思いますが、村長の考えをお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、クラウドファンディング事業についてご質問をいただきました。先ほど、担当課長のほうから説明させていただきましたが、私のほうから補足的な部分も含めてお答えをさせていただきます。

ご質問の事業者支援事業につきましては、事業者からの事業提案を受けまして、審査会において、事業の実施体制や実現性、資金計画など8項目について判定をして、採択の可否を決定しております。

地域の活性化、地場産業の振興など目的を達成する事業であるとして採択しておりますが、物価高騰などの社会情勢の変化や、その後さまざまな理由で、交付決定を受けたものの、進捗の報告が必要な3年の間に、当初の予定どおりに事業が実施できなくなることも当然起こり得る可能性がございます。国のほうでは、事業者への補助金規定にもこうした事態が起こった場合の条項がしっかりと定められておりまして、本村と同じく、事業を変更、中止、廃止、承継する場合は事前に許可を得るということとなっております。そうした中で、やむを得ず事業を継続できない事情が発生した場合は、プロジェクトを応援してくれた寄附者の方の思いや地域活性化、地場産業の振興という事業の目的を達成するためにも、承継など事業をできる限り継続できるような方法を検討をいただきたいと思いますと考えております。

それから、議員からは再度、民間に少し頼りすぎているかといったご質問もいただきました。以前の議会答弁でも申し上げましたが、近年、行政では対応が難しい課題に対して、民間活力の導入や官民連携が主

流になりつつあります。

行政主導で取り組みを実施する際には、目指す成果やイニシャルコスト、ランニングコストなど、多くの項目について十分なリサーチと協議を重ねる必要があります、想定以上に日数を要してしまうことがございます。また、新たな取り組みであればなおさら、専門的な知識を得るために、コンサルなどに外注をして、民間のノウハウをお借りしなければなりません。一方、専門性や技術力を持った民間企業は、柔軟な意思決定や迅速な行動が可能です。

議員ご指摘の問題は、どのような手法が最適という結論づけは、この場では大変難しいところでございますが、民間に任せることによって生じるリスクを、生じるリスク管理をこれまで以上に行いながら、民間企業が実施するほうがメリットや効果が大きいものは任せるという姿勢も大切ではないかと考えております。

村としましては、行政と民間が持つそれぞれの強みを生かした取り組みを進めて、村内外の民間企業や団体と力を合わせる官民協働や、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した事業者支援事業のような民間活力の導入を前向きに進めてまいりたいと考えております。

事業者支援事業については、当然のことながら公費を投入して実施している事業ですので、綿密な要綱の順守、執行後の検証、検査など国庫補助金並みとまではいかなくても、一定の抑制を効かせてリスク管理を行っていくことは当然のことだと考えております。制度設計については、不断の見直しを加えながら、その精度を高めていくよう担当課に指示を出してございまして、国の制度内容も参考にしながら、適宜見直しを行ってまいります。開始してまだ間もないことや完了事業が少なく十二分な検証ができておりませんが、議員ご懸念の点も含めまして、引き続き実情に合った適正な制度となるように改善を重ねてまいります。以上です

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

答弁ありがとうございます。再々質問を行います。綿密な行政主導でという面について、ちょっと質問させていただきますけど。綿密な計画を立てないといけないのは、専門職なども必要なのは、民間も同じです。それは、事業をうまくすすめるために、それを努力することは当然なことなので、行政が行う場合でもそれは当然必要なことだと思います。できない部分はコンサルなどに任せればよいと思いますし、やり方はいくらでもあると思います。

本議会の冒頭でも、村長が行政報告でおっしゃっていましたが、全職員の方に、案や問題点を解決する方法はないかというような問いかけもしているというようなお話もされておりましたので、ぜひ皆さんで取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭委員から再々質問いただきました。質問というようなかたちではなかったかも知れませんが、ご提案は真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。私の答弁の中では、いわゆるこのクラウドファンディング事業というのは、資金的な、側面的な援助は公が行って、柔軟な発想でもって行動を起こしていただくことは民間にお任せする。このセットでやっていいものと思われるものは、そうしたかたちもあるのではないかなというようなことの趣旨でございます。

それから議員からご指摘いただきました、その職員からの提案、これは私も非常に重視をしております、それぞれ職員個々の人材育成にもつながるような、つながっていくべきだと考えておりますが、そうしたいろいろなテーマを変えまして柔軟な発想で、枠にとらわれない自由な意見を職員からいただくような投げかけをたびたび行ってまいりたいと思っております。そのことについて、またいろいろ職員にもフィードバックをして、それが施策、予算に反映していければ、芸西村の将来発展にもつながると思っておりますので、どうかご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○ 溝渕 孝 村長

7 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。7番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。先ほどの坂本議員と質問が重なる点があるかもしれませんが、お許しください。

まず、災害避難関連について質問いたします。1月2日に、能登半島巨大地震が襲ってから、はや2か月が過ぎました。当初、半島の地形や幹線道路の寸断によって、なかなか救助や支援物資が届かないといった状況があったようです。

その後、さまざまな報道にて、水、食料品、トイレ、生理用品の不足が取り上げられていました。能登半島の状況は、北に四国山脈、南に海という地形の高知県にとっては、明日は我が身といえるのではないのでしょうか。

そこで、本村が災害用として準備している水、食料品など備蓄品の保管場所、人口に対して何日分を想定してストックをしているのか。また、能登ではトイレの問題を多く耳にいたしました。本村はどれぐらいの準備をしているのかお聞きいたします。

また、和食の下中、下組、正路地区の津波避難場所は宇佐八幡宮になっておりますが、住民の方から、鳥居前の階段が古く、高齢者には上りづらい。また、東側には坂があるが、土のために、そこも難があるとの声を聞いております。住民が安全に避難するために、階段と坂道の改修はできないのでしょうか。

各地区の自主防災組織には備蓄庫があり、地区によって内容は異なるようですが、災害時に使うための道具、炊き出し用の鍋、コンロ、発動機などのさまざまな物が保管されておりますが、炊き出しなどで使うものなどは避難施設に持ち寄って使うということなのでしょうか。例を挙げると、私の住む和食中村では、芸西中学校が指定避難施設になっております。ここの中学校の地区は、下、下中、正路、中村、北組地区が指定になっております。

避難訓練についてお伺いします。先日、小学校の防災イベントに参加させていただきましたが、生徒の皆さんが工夫を凝らして発表されていて、参考になった事柄もありました。

また、最近、南国市では、避難所開設訓練を行ったと聞いております。企画された運営委員の方は、1年半前から準備をし、自主防災組織だけではなく、地域の皆さん、中学校の協力などもあり実現したそうです。写真で見ましたが、段ボールベッドの組み立てや、体育館内の間仕切りの組み立て等を実際にされたようです。こうやって実際に模擬体験をすることで、防災に対する関心も高まるように思います。

今回の能登半島地震が起こったことで、私も改めて村のホームページに掲載している避難所運営マニュアルを詳しく読みました。避難所運営マニュアルは、多くの方々が共有しなければならないように強く感じた次第です。コロナ禍のために、数年間、満足のいく避難訓練ができていないように感じますが、各世代が参加する訓練はできないのでしょうか。

また、自主防災組織がありますが、なかなか住民主導の訓練は難しいと思うのですが、村が行う予定の来年度の避難訓練はどのように行うのかお聞きいたします。

次に、和食ダム周辺の整備についてお伺いいたします。昨年12月の和食ダム便りによると、今年の1月には管理棟も完成し、コンピューターやサーバーの設置、取水放流設備、ダム湖になる部分の樹木の伐採、既設砂防堰堤の一部取り壊し、流木止めの水面に設置するフェンスの設置などを進め、この秋から、試験灌水の本格稼働前の最終チェックに向けて整備を進めているようで、いよいよ令和6年度末には完成予定となっているようです。

私が、令和3年12月議会の一般質問において、ダム周辺整備について、平成27年11月から行った、県、村、村内の各種団体の代表や地元の住民が集まり、検討して出した案についてどうなっているのかを質問した際に、当時の担当課長の答弁に、「令和4年度には、ダム事務所とともに、周辺整備の具体的な事業項目の調整や詳細設計を行う予定」とのお答えをいただきました。また、村長の答弁では、「基本構想をベースとしながらも、整備する場合の費用対効果の問題や、村の予算内で補助金や起債がない単独費用としての財源調達といった現実的な問題も十分に協議を行いながら、実際にできる事業を見定めたい」とありました。

完成間近となった今、村の大事な観光資源になり得るダム周辺整備の進捗状況をお聞きいたします。質問

は以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

西笛議員の災害避難に関するご質問にお答えをいたします。

まず、芸西村の備蓄品の状況について説明いたします。備蓄倉庫は、憩ヶ丘運動公園・和食下組・中学校・和食浜・旧西分屯所・旧長谷寄屯所・瓜生谷の7か所に整備をしております。備蓄品と備蓄数量につきましては、県が定めております高知県備蓄方針に基づき、必要となる物資を備蓄をしています。

村備蓄の数量につきましては、避難者数を1000人と想定し飲料水や食料など、県の備蓄方針における、「市町村が最低限備蓄すべき7品目」をはじめとして避難生活において必要となる品物の3日分の備蓄を確保しております。また、3か所の津波避難タワーにも飲料水、毛布等を備蓄しております。

トイレにつきましては、仮設トイレ37基、簡易トイレ42基、マンホールトイレ10基を備蓄しており、こちらも想定される必要量は確保しております。

次に、宇佐八幡宮についてですが、ここは、周辺の震災時の一時避難場所となっており、誘導灯や手すりなどを設置し、避難しやすい環境整備を行っております。また、整備時の地元の要望もあり、敷地の西側道路の北側からはスロープを使って境内に行けるよう整備をしております。ご質問の鳥居前の階段等の改修につきましては、宇佐八幡宮の施設の一部であることなどから、村での対応は難しいのではないかと考えられます。また、実際の地震発生時には、自宅からの移動も含めまして、地域住民が協力し、助け合いながら安全に避難していただくことが大切であると考えております。

次に、各防災組織の備蓄品を指定避難所に持ち寄って使うのかというご質問についてですが、基本的には各地区の備蓄品は、各地区での災害時の人命救助や防災活動時において必要となる物を選定して整備しております。そのため、村の指定避難所において必要な物品につきましては、村の備蓄品やその後の支援助物資等で賄うようになるものと考えておりますが、大規模災害という特殊な状況ですので、地域の備蓄品につきましても、活用できるものにつきましては、その活用を検討していくことが必要であると考えております。

最後に、避難訓練に関するご質問についてですが、現時点では来年度の避難訓練等の内容につきましては決定をしておりません。また、各世代が参加できる訓練をしてはどうかというご提案につきましては、今後、防災訓練を進めていく上で、住民が参加しやすい、また、防災意識の向上に寄与するような訓練が必要だと思っておりますので、効果的な訓練内容について検討していく必要があるものと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。和食ダム周辺整備の進捗状況等につきまして土木環境課のほうからお答えいたします。和食ダム周辺整備につきましては、県や村内各種団体の代表、地元住民の方などにお集まりいただき、平成28年3月までに4回の座談会が行われ、和食ダムを起点終点としました三つの周遊コース「よかッパロード」としまして、考える村にアクセスできる「考える村コース」、瓜生谷仁井田神社や熊ノ倉城跡を巡る「史跡コース」、和食ダムの貯水池の周りを一周できる「和食ダムコース」のほか、展望台や駐車場などの整備につきまして話し合いが行われておりました。

当時は、自由な発想でご意見を出していただくために、予算や用地等の問題は考慮せず、広い視点で活性化を目指した協議としまして、進めていた経過がございます。そして、実施に向けた整理を行う中で、周遊コースの整備につきましては、用地取得の問題や整備後の維持管理の問題、そして整備費用も高額となるため、活用できる補助金や交付金を調べてみましたが、利用できるメニューがないなどの理由によりまして、考える村コースと史跡コースは、整備が困難となりました。

令和4年3月と5月に、和食ダム周辺環境整備事業検討会を開催し、実施可能なよかッパロードの一つで

あります和食ダムコースの周遊コースや展望台、駐車場、駐車場に併設する広場など具体的な事項をお示しして、ご意見をお伺いし、これを基に和食ダム周辺整備を進めております。

現在、県と協議しながら、県が整備できるものや、村が整備するものを整理し、県では、敷地造成のほか舗装や転落防止柵などの整備を行い、村では、トイレや東屋、ベンチなどの整備を行う予定としております。

進捗状況でございますが、ダム湖左岸側に人が歩けるほどの支線管理道は整備が完了しておりますので、和食ダム周遊コースとしまして利用ができるようになります。展望台や駐車場等の整備につきましては、ダム本体工事やダム周辺の付帯工事の進捗状況にもよりますが、村でも令和6年度予算に整備費用を計上しまして、県と連絡調整して工事を発注し、令和7年度末までには完成できるよう準備を進めているところでございます。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

再質問をさせていただきます。再質問というか、課長のお答えについて、やはり今本当に、能登半島地震が起こったことで、やはり災害に対する関心が高くなっているこの時に、やはり住民の方々が、訓練に参加してもらえるような訓練をすることは大事なことだと思いました。

それと、ダム湖周辺の整備ですけれども、私もあの会に参加させていただいておまして、いろんな意見がでて、本当に何かこんな植樹をしたいよねとかっていう話が出て、ただ私もこのダム湖の周辺の整備をいろいろ調べてみたら、やはり電力関係のダム湖であれば補助金とかがあるんですけども、治水の場合はその補助金制度もないみたいなので、なかなか村の単独事業として、本当に、考える村から和食ダム周辺までの、遊歩道を整備したら、いろんな方に喜んで、ハイキングコースになったりできるんじゃないかなとかとは思いました。ただ、単独事業でなかなか大きな予算を使っては無理かもしれませんが、少しずつ進めて行くことかできればいいなと思いました。

村長にお伺いします。この災害避難関連についての村長のご意見と、それから、これからのダム湖周辺の整備についてのお考えをお聞きしたいと思います。これで私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは災害避難関連についてと和食ダム周辺の整備につきまして、ご質問をいただきました。それぞれ担当課長からご答弁させていただきましたが、まず災害避難関連のお尋ねにつきましては、備蓄品は必要な一定量が確保されていると考えておりますが、災害はいつ、どのような規模で発生するか、また、実際にどれだけの方が避難所に来るかなども予測ができませんために、量的に今は十分だったとしましても、発災時の避難所運営は、非常に厳しい環境になるものと予想されます。

避難生活を少しでも快適な環境で運営するためには、日頃の訓練等を通じて村民に広く運営方法を理解をしてもらうことなども重要となります。特に村外などからの支援が届くまでは、行政の職員も救助活動やインフラの復旧などに多くの人員が必要とされるために、一時的に避難している人たちが、限られた人数の中で協力して運営していただくざるを得ない状況を想定しておく必要がございます。

また、避難所での生活が長期化していく中では、避難した後に体調を崩したり、場合によってはお亡くなりといった事態も想定をされるところです。

役場といたしましても、日頃からの物資の配置状況などの把握や配送方法などについても協議して、避難所の運営方法について課題を整理しながら、解決に向けた対策を準備してまいります。

また、ご指摘ございましたように能登半島地震などの状況なども参考にしまして、運営書、避難所運営マニュアルや物資配送計画なども改めて見直しを行いながら、避難行動や避難所の運営方法などについて、村民の皆さんとともに、備えを進めて、意識を共有してまいりたいと考えております。

次に、防災訓練にですが、この度の能登半島地震を契機としまして、南海トラフ地震への備えにつきましては、村民の意識も高まっておりますので、家庭や個人でできる対策、地域で協力して取り組む対策、村として取り組む対策などを整備をしまして、実効性のある対策として推進できるように、各種訓練や防災学習などもさらに充実をさせてまいります。

各種訓練や教室などを開催しましても、村民の皆さんに参加していただかないと地域の防災力を高めていくことはできません。自主防災組織の活動は、組織体制、住民の防災意識の違い、また地理的条件による被害想定などにも地域差がございますために、行政側が関わりを持って取り組んでいかないと地域の防災力の向上にはつながらない面がございます。村としまして、訓練等に多くの皆さんに参加してもらえるように、内容や実施方法などを工夫して自主防災組織の育成に取り組めます。

次に、和食ダムの周辺整備のお尋ねがありました。課長答弁がございましたが、和食ダム本体工事の進捗状況に合わせまして周辺整備が行われておりますので、ダム事務所や関係機関と連携しながら、和食ダム周辺整備事業検討会での構想を基に整備を進めてまいります。

和食ダム周辺整備の進捗状況ですが、村が整備しますトイレや東屋などの整備につきましては、物価の高騰等もあり設計委託や整備工事で7000万円ほどの費用が必要と見込まれております。このため、補助金や交付金がない中での財源確保に大変苦勞をしているところでございまして、事業費の全額を一般財源で賄うことは、他の分野において、一般財源で賄わざるを得ない事業の実施に深刻な影響が出てまいります。当然、本村は過疎債、辺地債などの発行ができませんけれども、他の地方債の中で、地域活性化事業債、これは充当率、事業費に対しまして90%、その償還金は交付税措置がありまして30%の分が交付税措置に含まれてまいります。なので、一般財源分が極めて圧縮できるという利点がございます。そうした地方債が充当できる可能性も考えておりまして、具体的な検討に入るように指示を出してございます。

和食ダムの周辺整備につきましては、膨大な一般財源が必要となる議論を棚上げをしたまま、プランだけ、構想だけが先走りするのは、非常に現実的ではないと考えます。議員がご指摘のように植樹の関係がありましたが、植樹の関係などは、全国で言いますと、民間組織である程度、植樹の苗の配布だとか、無料配布だとか、そうしたものを定期的に行っているところも数多くあると思っております。なかなか、それに情報が得られないといった場合とか、そうしたものの順位が非常に下がるとか、いろんなことがあって、なかなか手を挙げたからといって当たるといった話ではないんですけれども、民間では確かにそうした事例があります。桜についても、紅葉についてもあります。なので、そうしたことについても、村としてもアンテナを広げて、情報を早めに取りれるように頑張りたいと思っております。

今のところ、前回の議会答弁と大きく変わることはございませんけれども、申し上げましたように、整備します施設の費用対効果はもちろんのこと、財源調達といった現実的な問題も含めて、十分に議論を行った上でより具体的に方向性を見定めて、関係の皆さまにもご理解を求めてまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

5番濱田です。議員通告に従いまして質問をさせていただきます。

災害関連につきましては、複数の議員のほうから質問がありましたが、私のほうからは、事前復興について質問をさせていただきます。災害への対策としましては、災害による被害が起きないようにするための防災対策、また、災害による被害をできるだけ最小限にするための減災対策がありまして、どちらも、災害に備えるには必要なことであります。そして、これらと並行して行うものとされているものが、事前復興です。

事前復興は、災害が起こった時、早く復興できるようにするための取り組みであります。災害が起こる前から、被害を受けた地域をどうやって立て直していくか。住民の生活再建をどうするのか。その目指すべき姿を、行政、住民、企業などで話し合い、計画を立てて進めることです。

事前復興という概念は、1995年発生の阪神淡路大震災の教訓から生まれたとされていますが、2011年発生の東日本大震災では、事前復興が行われていなかったために、仮設住宅を建てる土地が見つからず、必要戸数が確保できないなどの問題が生じました。

本村の事前復興につきましては、昨年の議会での質問に対しまして、「来年度以降、県の事前復興まちづく

り計画策定指針に基づき、事前復興計画策定を進めていく」という力強い答弁がなされております。

そこで、芸西村事前復興計画策定に向けての、来年度及び来年度以降、具体的な取り組みについてお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

濱田議員の事前復興計画に関するご質問に担当課からのお答えをさせていただきます。昨年9月にも事前復興計画に関するご質問がございましたので、重複する部分あるかと思いますがご説明をさせていただきます。

現在、県内の沿岸市町村におきまして、南海トラフ地震の津波被害から早期の復興を実現するための事前復興まちづくり計画の策定が進められております。計画の策定にあたりましては、高知県において「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」が定められておりますので、その指針に沿って策定を進めることとなります。

芸西村におきましては、現在、計画策定には着手していない状況ですが、来年度から作業を進めていきたいと考えております。

計画の内容につきましては、各市町村における浸水区域の範囲や土地利用形態、高台等活用のできる土地の状況などに違いがあるため、それぞれの自治体の実情に応じた計画とする必要があります。当面の作業といたしまして、庁内における防災、産業、土木などの関連部署において行政内部の検討を進める必要があると考えております。現状把握や課題分析などにより、基本となる復興方針を定めて対象区域の選定やその後の計画策定の手順などを検討し、来年度内には取りまとめを行う必要があります。

一定の策定方針決定後の令和7年度以降には、業務量が大きくなることや専門性も高くなるものと想定されますので、業者への業務委託なども必要になるものと考えております。計画の細部の検討には、地域住民や関係者の皆さまのご意見も伺いながら、充実した内容の計画づくりを進めていくことが重要であると考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

松本課長、前向きなご答弁ありがとうございました。

例えばで申しますが、事前復興計画の産業部門で申しますと、本村の基幹産業は農業でありまして、施設園芸に対して、どのような復興計画ができるのかと考えたときに、大変難しいことだと思います。しかしながら、これを考えていくことが、事前復興計画です。

来年度、そして再来年度のお話を今お聞きしましたが、なるべく早期の取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

言うまでもないことですが、事前復興計画に完了はありません。防災対策、減災対策も同様です。十分な調査と、最新の情報収集はもとより、災害への意識が高まっている今こそ、村民の皆さんとの話し合いを重ねながら、より有効な災害対策を行い、来るべきときに備えることが何よりも重要です。以上で私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

濱田議員からは、事前復興についてお尋ねをいただきました。内容的には、担当課長が答弁をさせていただいたとおりでございます。今し方濱田議員のほうからも、事前復興についてのご自身のお考えも述べら

れたところでございます。

課長答弁にございましたように、具体的な取り組みは、次年度以降となるわけでございますが、計画の策定を進めるにあたっては、芸西村の現状や被害想定を分析の上で、専門家や地域住民なども交えて広く議論を重ねて早期の計画策定につなげてまいります。

そして、議員からご指摘もいただきましたように、例えば産業部門の施設園芸に対してどのようなことが想定できるのかとかいったような、いくつか非常にハードルの高いテーマは当然出てくるものだと思います。こうしたリスク管理につきましても、最悪の事態を想定して行うことが肝要だと考えておりますから、いかにハードルが高くとも、それが絶対に起きないということにはございませんので、それが起きたとして、それを乗り越えるために準備をすることが事前復興だと私も考えておりますので、そうしたことのハードルの高さに惑わされずに、非常に困難な課題でありましても、果敢に挑んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:27 散会]